

二八

466

から本法案の提案理由並びに内容の主要点につきまして御説明があつたのでありますが、私からこの法案につきまして若干詳しく御説明を申し上げたいと存する次第でございます。

この法案は四つの章に分れておりますが、その第一章の総則におきましては、この法律の制定された趣旨並びにこの法案の中に掲げられております特別の事項につきましての定義等を書きまして、尙第三條におきまして、從來官吏の身分を持つておりました公立学校の先生が、地方公務員として身分を有することをほつきり謳つたのでございませう。

第二章におきましては、この法案の中核をなすものでありますが、只今大臣から御説明のございましたように、幼稚園から大学に至るまで採用と昇任については、全面的に國家公務員法の一般的な原則であります競争試験の方法をとりまぜず、選考によつて採用並びに昇任をいたすということを謳つたわけでありませう。尙大学につきましてはこの採用昇任の外に、聘任或いは降任、免職、休職或いは任期、停年、懲戒、その他職務等に特別に、大学としての自治の精神、大学の自主性或いは學問の自由の保障という観点から、それ／＼大学におきまして、原則として自治的に自主的に運営できるような規定を各條に設けた次第であります。

この第三節におきまして、教育委員会が設置されました後の教育長、専門的教育職員について身分が限定されておらなかつたのであります。それ／＼として採用及び昇任の規定を設けまして、教育長及び専門的教育職員の身分の取扱を明らかにいたしました次第でございます。

それ／＼から次に教員はその職務と責任の特殊性から考えまして、研究修養と

いうことは常に必要なならぬといふことができてゐるような仕組みをしておかなければならぬので、そういうふうな研修に関する規定を特に明記いたしまして、一般の公務員については極めて簡単な規定しかありませんのでありますが、本法案におきましては相当詳しい規定を設けまして、教育者が本然の職務を十分遂行されるに必要な研究修養をなし得る機会を持つようにしたのであります。

尙その他の点につきましては、附則等におきましていろいろ（経過的な規定或いは他の法律との関係等について規定して）ございませうが、これらにつきましては、各條について御説明いたします際に、詳しく申上げて御了承を得たいと思つてゐる次第であります。甚だ簡単でございますが、概略申し上げた次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 速記はよろしうございませう。

午後二時四十八分速記中止

午後三時十四分速記開始

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

て……、それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事 松野 喜内君
高良 とみ君

委員

岩間 正男君

大隈 信幸君

木内キヤウ君

梅原 眞隆君

河野 正夫君

堀越 儀郎君

三島 通陽君

山本 勇造君

鈴木 憲一君

國務大臣 文部大臣 下條 康麿君

政府委員 文部事務次官 小野 光洋君

文部事務官 辻田 力君

(調査局長)

十二月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、群馬縣世良田村長樂寺宝物保存費に關する請願(第五号)

一、手藝科の独立並びに手藝教員檢定制度の復活に關する請願(第三十五号)

第五号 昭和二十三年十二月二日受理

群馬縣世良田村長樂寺宝物保存費に關する請願

請願者 群馬縣新田郡世良田村 長 毛呂昌外十六名

紹介議員 梅津錦一君

群馬縣世良田村の長樂寺には、鎌倉時代から江戸時代に至る時代の歴史、宗教、美術工藝等の諸文化研究の資料である國宝重要美術品が数多く保存されてゐるが、寺院の経済上これ等の貴重

計られたいとの請願。

第三十五号 昭和二十三年十二月三日受理

手藝科の独立並びに手藝教員檢定制度の復活に關する請願

請願者 東京都港区芝罘平町一 不二屋ビル内手藝教育 研究会内 岡登貞治君

紹介議員 矢野西雄君 野田俊作君 岩本月洲君

國民の情操をかん養して、家庭授産の途を開いて、わが國獨特の文化、技術をたかめるには、その基盤として学校の手藝教育の振興が必要であるから、

臨時中廢止されてゐた同科の復活独立と、同科教員檢定制度の復活を速かに実現せられたいとの請願。

十二月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、教育公務員特例法案

教育公務員特例法案

目次

第一章 總則(第一條—第十八條)

第二章 任免、分限、懲戒及び服務(第十九條—第二十八條)

第一節 大学の學長、教員及び部局長(第四條—第十二條)

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三條—第十五條)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十六條—第十八條)

第三章 研修(第十九條—第二十條)

第四章 雜則(第二十一條—第二十二條)

附則(第二十三條—第三十五條)

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、教育を通じて國民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法昭和二十二年法律第二十六号第一條に定める学校及び公立学校の學長、校長(園長を含む。以下同じ)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る。以下同じ)をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の學部長その他政令で指定する部局長をいう。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会の職員のうち、免許状を有することを必要とする者(教育長を除く。以下同じ)をいう。

(身分)

第三條 国立学校の學長、校長、教員及び部局長は國家公務員、公立学校の學長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の學長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

して、教育長及び専門的教育職員の身分の取扱を明らかにいたしました次第

松野 喜内君
高良 とみ君

た自物の維持保存に必要なる財物たるから、これら物品の保存費に對し國庫補助せられて文化遺産保存の完べきを

附則（第二十三條—第三十五條）
第一章 總則

（採用及び昇任の方法）

第四條 學長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機關が行う。

2 前項の選考は、學長については、人格が高潔で、學識がすぐれ、且つ、教育行政に關し識見を有する者について、大学管理機關の定める基準により、學部長については、当該學部の教授会の議に基づき、教員及び學部長以外の部局長については、大学管理機關の定める基準により、行われなければならない。

（聘任）
第五條 學長、教員及び部局長は、大学管理機關の審査の結果によるものでなければ、その意に反して轉任されることはない。

2 大学管理機關は、前項の審査を行つたに當つては、その者に對し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機關は口頭審査を行わなければならない。口頭審査は、その者から請求があつたときは公開して行われなければならない。

4 審査を受ける者は、すべての口頭審査に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

5 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に關し、大学管理機關に對し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

（降任及び免職）
第六條 學長、教員及び部局長は、大学管理機關の審査の結果によるものでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（休職の期間）
第七條 學長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機關が定める。

（任期及び停年）
第八條 學長及び部局長の任期については、大学管理機關が定める。

2 教員の停年については、大学管理機關が定める。

（懲戒）
第九條 國立大学の學長、教員及び部局長は、大学管理機關の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（任命権者）
第十條 大学の學長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機關の申出に基いて、任命権者が行う。

（服務）
第十一條 國立大学の學長、教員及び部局長の服務について、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六條第一項の根本基

準の実施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第百五條までに定めるものを除いては、大学管理機關が定める。

（勤務成績の評定）
第十二條 學長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大学管理機關が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機關が定める基準により、行われなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員
第十三條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大学附置の学校にあつてはその大学の學長、大学附置の学校以外の國立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長又は教員の属する学校を所管する教育委員會の教育長（選考権者）といふ。

この條中以下同じ。が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、國立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府縣の教育委員會が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、國立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府縣の教育委員會規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績

に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教員について第一項及び前項の選考を行うに當つては、その学校の校長の意見を聞いて行われなければならない。

（休職の期間及び効果）
第十四條 校長及び教員の休職の期間は、諸病性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、滿二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給することができる。

（任命権者）
第十五條 公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員會に属する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

3 任命権者が、校長又は教員に對し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對しいじむるし、不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行う場合については、國家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。

但し、この場合において、「人事院」とあるのは「任命権者」と読み替へるものとする。

第三節 教育長及び専門的教育職員
第十六條 教育長及び専門的教育職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長に

ついては、当該教育委員會、専門的教育職員については、当該教育委員會の教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教育職員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、都道府縣の教育委員會が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、都道府縣の教育委員會規則で定める。

4 専門的教育職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、当該教育委員會の教育長が行う。

（教育長の退職）
第十七條 教育長は、教育委員會の承認を得て、任期中退職することができる。

（任命権者）
第十八條 教育長及び専門的教育職員の任命権は、当該教育委員會に属する。

2 第十五條第二項及び第三項の規定は、教育長及び専門的教育職員に準用する。

第三章 研修
第十九條 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の学校の教育公務員については大学管理機關、公立学校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員につ

いては当該教育委員会(所轄廳と
いう。以下同じ。)、教育公務員
の研修について、それに要する施
設、研修を奨励するための方途そ
の他研修に関する計画を樹立し、
その実施に努めなければならない
。

(研修の機会)

第二十條 教育公務員には、研修を
受ける機会が與えなければならない
。
2 教員は、授業に支障のない限り、
本属長の承認を受けて、勤務場所
を離れて研修を行うことができる
。

3 教育公務員は、所轄廳の定める
ところにより、現職のままで、長
期にわたる研修を受けることがで
きる。
第四章 雜則

(他の職務の従事)

第二十一條 教育公務員は、法律若
しくは人事院規則に特別の定があ
る場合又は所轄廳において教育に
関する他の職務に従事することが
本務の遂行に支障がないと認める
場合のほかは、給與を受け、又は
受けないで他の職務に従事しては
ならない。
(教育公務員以外の者に対するこ
の法律の準用)

(教育公務員以外の者に対するこ
の法律の準用)

第二十二條 國立又は公立の學校に
おいて教員の職務に準ずる職務を
行う者並びに國立又は公立の各種
學校の校長及び教員については、
政令の定めるところにより、この
法律の規定を準用する。
附則

(施行期日)

昭和二十三年十二月二十一日印刷

第二十三條 この法律は、公布の日
から施行する。

2 この法律中の規定が國家公務員
法の規定に矛盾し、又は、觸す
ると認められるに至つた場合は、
國家公務員法の規定が優先する。
(旧制の學校の教員等に対するこ
の法律の準用)

第二十四條 この法律に定める國立
又は公立の大學の學長、教員及び
部局長に関する規定は、それぞれ
學校教育法第九十八條第一項に規
定する國立又は公立の大學の學長
(教員の学部を置く大學にあつて
は總長。以下同じ。)、教員及び政
令で指定する者に準用する。
2 この法律に定める國立又は公立
の大學の學長、教員及び部局長に
関する規定は、政令で別段の定め
をした場合のほか、それぞれ學校教
育第九十八條第一項に規定する國
立又は公立の大學の學長、教員、
專門學校及び教員養成諸學校の校
長、教員及び政令で指定する者を
準用する。

3 この法律に定める大學以外の國
立又は公立の學校の校長及び教員
に関する規定は、それぞれ學校教
育法第九十八條第一項に規定する
國立又は公立の中等學校、盲學校
及び聾啞學校の校長及び教員に準
用する。
(大學管理機關等の説書)

第二十五條 この法律中「大學管理
機關」とあるのは、当分の間、大
の各号の區別に従つて読み替へる
ものとする。
一 第四條第一項については、學
長については「評議員(一個の學

部を置く大學にあつては教授會
の構成員。以下同じ。及び部局
長で構成する會議(協議會とい
う。以下同じ。)、部局長にあつ
ては「學長」、教員にあつては「教
授會の議長に基き學長」

二 第四條第二項中學長の選考に
関する部分、第七條、第八條第
一項、第十一條及び第十二條第
二項については「協議會の議長に
基き學長」

三 第四條第二項中學長及び学部
長以外の部局長の選考に関する
部分については、教員にあつて
は「評議會(一個の学部を置く大
學にあつては、教授會。以下同
じ。の議長に基き學長」、学部長以
外の部局長にあつては「評議會
の議長に基き學長」

四 第五條、第六條及び第九條に
ついては、學長にあつては「協
議會」、教員にあつては「評議
會」、部局長にあつては「學長」
五 第八條第二項については「評
議會の議長に基き學長」

六 第十條については、「學長」
七 第十二條第一項については、
學長にあつては「協議會」、教員
及び学部長にあつては「教授會
の議長に基き學長」、学部長以外の
部局長にあつては「學長」

八 第十九條第二項については、
「文部大臣」
2 第十條中「任命権者」とあるの
は、公立大學の學長、教員及び部
局長については、当分の間「その
大學を設置する地方公共團體の
長」と読み替へるものとする。
(従前の規定による休職等の取

扱)

第二十六條 大學の學長、教員及び
部局長で、従前の規定により休職
を命ぜられた者又は懲戒手続中の
者若しくは懲戒処分を受けた者の
休職又は懲戒に關しては、第七條
及び第九條の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

第二十七條 この法律施行の際、現
に結核性疾患のため休職中の者
は、第十四條第一項の規定の適用
については、従前の休職期間を通
算する。
(公立大學の學長等の懲戒)

第二十八條 公立大學の學長、教員
及び部局長の懲戒に關しては、別
に地方公共團體の職員に關して規
定する法律が制定施行されるまで
の間は、第九條の規定を準用す
る。
(人事院の説書)

第二十九條 第十三條第二項中「人
事院」とあるのは、人事院が設置
されるまでの間は「臨時人事委員
會」と読み替へるものとする。
(專門的教育職員の免許狀の経過
措置)

第三十條 第二條第四項に規定する
專門的教育職員の免許狀を有する
ことを必要とする者については、
別に教育職員の免許に關して規定
する法律が制定施行されるまでの
間は、政令で定める。
(この法律施行の際における學長
等の職にある者の取扱)

第三十一條 この法律施行の際、現
に國立學校の學長、校長、教員又
は部局長の職にある者は、この法
律により、それぞれ學長、校長、

教員又は部局長の職にいた者と
みなす。

第三十二條 この法律施行の際、現
に公立學校の學長、校長、教員及
び部局長で文部教官、文部事務官、
地方教官又は地方事務官たるもの
並びに教育長及び專門的教育職員
は、この法律若しくはこれに基く
、政令又は他の法律で別に定めるも
のを除くほか、それぞれ現にある
級及び現に受ける号俸に相當する
給料をもつて、この法律により當
該地方公共團體の公務員に任用さ
れ、引き続き現にある職に相當す
る職についたものとする。
(恩給法の準用)

第三十三條 この法律施行の際、現
に恩給法(大正十二年法律第四十
八号)第十九條に規定する公務員
たる者が引き続き公立の學校の職
員となつた場合には、同法第二十
二條に規定する教育職員として動
続するものとみなし、當分の間、
これに同法の規定を準用する。
(公立學校の學長等に関する特別
規定)

第三十四條 この法律若しくはこれ
に基く命令又は他の法律に特別の
定があるものを除くほか、公立學
校の學長、校長、教員及び部局長
については必要があるときは、別に
地方公共團體の職員に關して規定
する法律が制定施行されるまでの
間は、政令で、國立學校の學長、
校長、教員又は部局長の例に準じ、
特別の定をすることができ。
(他の法律の改廃)

第三十五條 教育委員会法(昭和二
十三年法律第七十号)の一部を
次のように改正する。
第九十五條を削る。

昭和二十三年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局